

職員用

災害時のペット飼育と同行避難マニュアル

令和4年8月

平 群 町

目次

第1章	はじめに	1
1	マニュアルの目的	1
2	同行避難の定義	1
第2章	災害の発生に備えて	2
1	ペットの数の把握	2
2	ペットを受け入れる避難所	2
3	避難所の周知徹底	4
4	物資・器材の確保	4
5	医療機関等との連携	4
6	ペットと飼い主のための運営体制の事前準備	4
7	飼い主へ平時に周知すること	5
第3章	災害時における取組	7
1	ペットと飼い主のための運営体制の整備	7
2	避難所でのペットの管理	7

様式集

- 【様式1：ペット登録名簿】
- 【様式2：避難所用動物調査票】
- 【様式3：ペットの飼い主の皆さんへ】

参考資料

犬と猫のマイクロチップ情報登録に関する Q&A

環境省自然環境局 総務課 動物愛護管理室

第1章 はじめに

1 マニュアルの目的

本マニュアルは、近年、ペットは家族の一員であるという意識が高まり、ペットを連れて避難（同行避難）してくる避難者と、他の避難者とのトラブルを未然に防ぐために、実施すべき取組について簡潔に示すことを目的としています。

2 同行避難の定義

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することであり、避難所で人とペットの同居を意味するものではありません。

なお、「身体障害者補助犬法」によって定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については同伴を認められています。ただし、居住スペース内に同伴することにより、他の避難者の方にアレルギー症状を引き起こした等の場合は配慮が必要です。

第2章 災害の発生に備えて

1 ペットの数の把握

町は、ペットの数について適宜情報の収集に努め、あらかじめ避難する可能性があるペットの概数を把握しておきます。

(参考) 犬 登録数 1, 065匹 (令和3年12月1日時点)

2 ペットを受け入れる避難所の指定

(1) ペット指定避難所

ア 基本的に、それぞれの一時集合場所・指定避難所及び指定緊急避難場所でペットを受け入れ、飼い主が飼育します。

指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在し、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。指定緊急避難所とは相互に兼ねることができる。
一時集合場所	災害時に危険を一時的に回避する場所または集団を形成する場所として、自治会内の集会施設や公民館等。自主避難の際も利用される。災害の状況に応じては、避難所及び広域避難地へ避難されることを前提としており、原則として、施設の管理はそれぞれの自治会等が実施することを想定している。

イ ペットの飼育は飼い主の責任ですが、飼い主が負傷している場合等、飼育ができない状況においては、飼い主同士が協力し合って飼育していきます。

(2) ペット指定避難所の役割

ア 災害発生時、ペットを連れて避難する飼い主がいる可能性があります。避難所生活で共同生活をするにあたって、ペットを飼っていない方への配慮や、トラブルを未然に防ぐため飼育するうえでルールを定めます。

イ また、想定を超える規模の災害に備え、災害時にペットの受入を協力してくれる施設や、医療施設と協定書を締結するなど、災害時における受入れ体制を整備します。

ウ ペットへ最低限の生活支援は公平に行います。また、特別なニーズについては、個別に対応します。

<生活支援の内容>

- ・生活場所の提供
- ・水、食料、生活物資の提供

3 避難所の周知徹底

インターネットや広報誌などを通して、広く住民にペット同行の避難所周知を図り理解と協力を求める。

4 物資・器材の確保

物資、器材の備蓄については、災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、一定程度の備蓄に努めることとし、あわせて災害発生時において速やかに調達できるよう、防災協定の締結など事前対策を講じます。

なお、避難所でペット飼育に必要な物資等の例は次の通りです。

食料	フード、水
消耗品	ペットシート、ポリ袋
その他	ケージ、毛布、リード・首輪、爪切り、はかり、皿

5 医療機関等との連携

ペットが災害発生時の負傷、持病の悪化、罹患時等に適切な処置をとれるように、動物の医療機関等との協力が必要になることから、関係団体・事業者との動物救護活動に関する協定を締結するなど、促進に努めます。

6 ペットと飼い主のための運営体制の事前準備

(1) ペット担当職員の配置

災害時にペットと同行避難してきた避難者に対して、速やかに対応できるよう、飼い主を担当するペット担当職員を指名するなど体制を整えます。

なお、施設の運営体制を阻害することのないよう、施設管理者や施設職員と十分協議し、役割を明確にします。

(2) 避難所でペットを管理するのに必要な物品・資材の事前準備

ペットの食料品・消耗品等を確保するため、事前に関係団体・事業者等と防災協定を締結するなどの連携を図ります。

また、ペットが災害発生時の負傷、持病の悪化、罹患時等に適切な処置をとれるように、動物の医療機関等との協力が必要になることから、関係団体・事業者との動物救護活動に関する協定を締結するなど、連携を図ります。

7 飼い主へ平時に周知すること

ペットが避難所生活に適應できるように、日頃から必要な「しつけ」を行うよう広報誌や町ホームページで周知します。

<しつけ>

ペットも突然の災害にパニックになったり、いつもと違う行動をとる可能性があります。避難所生活に適應できるように、日頃から必要な「しつけ」を行ってください。

- ・「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う
- ・ケージ等の中に入ることを嫌がらないように日頃から慣らす
- ・人や他の動物に対して攻撃的になったり、不必要に吠えないようにしつけをする
- ・決められた場所で排泄ができるようにする

<健康管理>

不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくといでしょう。繁殖を防ぐだけでなく、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果もあります。

- ・各種ワクチンの接種、寄生虫の予防、駆除
- ・不妊・去勢手術

<ペット用品の備蓄品の確保>

避難先においてペットの飼育に必要なものは、基本的に飼い主が用意します。

優先順位 1

- ・フード、水（少なくとも5日以上、できれば7日以上）
- ・療法薬・薬
- ・ケージ
- ・予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ・食器
- ・ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能）
- ・飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報
- ・ペットの写真（携帯電話に画像を保存することも有効な手段）
- ・ワクチンの接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

優先順位 2

- ・ペットシート、毛布、マット類
- ・排泄物の処理用具
- ・トイレ用品（猫の場合は使い慣れたトイレ砂）
- ・タオル、ブラシ
- ・ペット用おもちゃ
- ・洗濯ネット（猫の場合）

<マイクロチップ>令和4年6月1日からマイクロチップの装着の義務化

マイクロチップとは、動物病院などで獣医師が専用の注入器を使って皮下に埋め込みます。一度埋め込むと、首輪や名札のように外れ落ちる心配が少なく、半永久的に読み取りが可能な個体識別証のこと

令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。つまり、ブリーダーやペットショップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際は、ご自身の飼い主の情報に変更する登録が必要となります。さらに、マイクロチップが装着されていない犬や猫を譲り受けた場合や、拾った犬や猫にご自身でマイクロチップを装着した場合には、飼い主の情報の登録が必要となります。

ブリーダーやペットショップといった販売業者以外から犬や猫を譲り受けた場合には、マイクロチップの装着は必須ではありませんが、装着するように努めてください。(努力義務)

販売業者以外の飼い主が現在所有している犬や猫については、登録の義務はありませんが、できる限り、環境省のマイクロチップ情報登録へ登録するように検討してください。

令和4年6月1日より前に民間事業者が個別に実施しているマイクロチップ登録制度に登録している犬や猫を対象に、データベースに登録するためのWebサイトを指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会が公開されています。

環境省 犬と猫のマイクロチップ情報登録に関するQ&Aより抜粋

第3章 災害時における取組

1 ペットと飼い主のための運営体制の整備

(1) ペット担当職員の配置

- ア 救護厚生部からペットの飼い主の避難者を担当するペット担当職員を設け、管理・運営にあたらせます。
- イ ペット担当職員は、飼い主からの相談等に対応するとともに、飼い主ではない人もペットも避難所で快適に過ごすために努めます。
- ウ ただし、他の避難者からのペットの苦情等トラブルが発生した時は、原則として飼い主自身が担当します。

(2) 医療機関との連携

- ア ペットの傷病・持病の悪化等、必要な場合に動物の医療機関等に協力を要請します。

2 避難所でのペットの管理

(1) ペット登録名簿の作成・管理

- ア ペットを連れている避難者に避難所で必要な「ペット登録名簿」とケージや支柱等に張り出す「避難所用動物調査票」の記入を伝える。この時、ペットを連れている避難者専用の窓口を設置すると混乱を未然に防ぐことができます。
- イ 避難者とペットに退所者があるときは、記録します。
- ウ 毎日、名簿の整理及び集計を行い、避難所の状況について災害対策本部へ報告します。

(2) 「飼い主の会（仮称）」の立ち上げ※必要であれば

- ア 避難所にペットと同行避難している飼い主が増加してきた場合、状況に応じて「飼い主の会（仮称）」を立ち上げます。
- イ 「飼い主の会（仮称）」の中で、責任者・及び副責任者を選定し、責任者・副責任者を中心として飼い主全員で協力し、ペットの飼育管理を行います。
- ウ また、ペット担当職員と連携し、避難所生活を円滑に行えるように努めます。

(3) ペットの居住スペース

- ア 避難所には動物が苦手・アレルギーを持っている方、子供が動物に触ろうとして咬まれたり引っかかれたりする事故を防ぐためにも飼育場所以外に連れて行くことは出来ません。
- イ なお、「身体障害者補助犬法」によって定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については同伴を認められています。ただし、居住スペース内に同伴す

ることにより、他の避難者の方にアレルギー症状を引き起こした等の場合は配慮が必要です。

ウ ペットの居住スペースは、飼い主同士協力しあって設営します。

<飼育スペース>

- ・温度の変化が少ない、雨風の影響を受けにくい場所
 - ・人の動線から離れている場所
 - ・においや鳴き声が人の居住スペースから届かないところ
 - ・できるだけ動物ごとに別々の場所
- 難しい場合は、段ボールや毛布等で壁を作る
- ・音や振動等に敏感な動物は出入口から遠ざける

(4) ペットの飼育管理は飼い主の責任

ペットの管理は飼い主の責任ですが、飼い主全員で協力して行う「共同作業」と個々の飼い主が行う「個別作業」を整理し、協力して管理します。

<共同作業>

- ・ペットを飼育する場所を設置し、収容する
- ・飼育場所及びその周辺の清掃、消毒
- ・共用トイレの清掃、汚物の処理
- ・ペット関係救援物資の管理
- ・「ペット登録名簿」の管理

<個別作業>

- ・餌やり、給水、食べ残しの片付け
- ・散歩、ブラッシング
- ・ケージ内外及び周辺の掃除等
- ・自分のペットに係る苦情等の対応

(5) ペット用食料・物資等の配給

ア ペット用食料・物資等の配給は、公平性を最大限配慮します。また、ウェットフードや離乳食など、特別な要望については個別に対応します。

イ 衛生確保の観点から、食器はできるだけ使い捨てとします。

ウ 不足物資がある場合は、不足物資の内容及び数量を取りまとめて、物資・食材依頼伝票に記入し、ペット担当職員または災害対策本部へ提出します。

エ 必要な物資を的確に把握し、余剰食糧等が発生しないよう注します。

(6) 物資の管理

ア 要請した物資が搬送されたら、物資・食材依頼伝票にサインをして物資を受け取り、物資保管場所へ保管します。

<物資の管理・保管方法>

- ・搬入された物資については、避難所物品受払簿に記入します。
- ・特別なニーズがある人には、個別に対処するように努めます。

(7) トイレに関する対応

ア ペットの共用トイレで排泄させるように飼い主に伝えます。

イ 共用トイレ使用についての注意事項を貼りだし、避難所への周知徹底を図ります。

ウ 共用トイレの清掃は飼い主が行うため、当番制にするなど、協力し合って清掃します。

(8) ごみに関する対応

ア 施設管理者と協議の上、ごみの集積場を指定し、貼り紙などにより避難所へ周知徹底を図ります。

イ ペットシートや糞尿等においが気になるものは、必ずポリ袋に包んで所定の場所に捨ててください。

(9) 動物由来感染症を防ぐため

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気のこと

ア 動物を触ったら必ず手洗い・消毒をしてください。

イ スプーン・箸の共有や口移しでエサを与えるなど、過剰なふれあいは控えましょう。

ウ ペットはブラッシング、爪切り等こまめに手入れするとともにタオルや敷物、ケージの中もよく掃除をして清潔に保ちましょう。

エ 糞尿は速やかに処理してください。

(10) 避難所のルールを周知

掲示板や共有スペース等でペット飼育のルールを掲示し、周知を図ります。

様式集

【様式1：ペット登録名簿】

ペット登録名簿			
	受付番号		
入所日			
退所日及び行き先			
飼い主の情報	ふりがな		
	氏名		
	住所		
	電話番号		
ペットの情報	名前	♂ ・ ♀	
	種別	犬 ・ 猫 ・ その他 ()	
	種類		
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	特徴		
	持病の有無		
	不妊去勢手術	済 ・ 未	
	犬の登録情報	鑑札番号：	第 号
		注射済票番号：	年度 第 号
		マイクロチップ	有 ()
その他			

【様式 2 : 避難所用動物調査票】

飼い主氏名	
電話番号	
種別	犬 ・ 猫 ・ その他 ()
種類	
呼び名	♂ ・ ♀
生年月日	年 月 日 (歳)
持病の有無	
不妊去勢手術	済 ・ 未
その他	

【様式3：ペットの飼い主の皆さんへ】

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、たくさんの方が共同生活を送ります。ペットを飼っていない方への配慮を忘れず、飼い主同士で協力して飼育しましょう。

基本ルール

○ペットは決められたケージに入れるか、ケージに入れられなければ支柱等につなぐなどして飼育してください。必ず、「避難所用動物調査票」をケージ・支柱等に貼ってください。

○ペットの飼育に関する必要な作業は、皆さんで協力してください。

(1) 飼育環境管理（共同作業）

- ・ペットを飼育する場所を設置し、収容する
- ・飼育場所及びその周辺の清掃、消毒
- ・共用トイレの清掃、汚物の処理
- ・ペット関係救援物資の管理
- ・「ペット登録名簿」の管理

(2) 飼い主個人による飼育管理（個別作業）

- ・餌やり、給水、食べ残しの片付け

決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末してください。

- ・散歩、ブラッシング

移動や散歩をするときは、リードをつなぎ、短く持つなど、トラブル防止に努めましょう。

- ・ケージ内外及び周辺の掃除等
- ・自分のペットに係る苦情等の対応

他の避難者からのペットの苦情等トラブルが発生した時は、原則として飼い主自身が担当します。

- ・排泄は決められた場所でさせ、後始末は適切に行ってください。

○避難所で負傷などによりペットの世話ができない飼い主がいる場合は、飼い主同士で助け合いながら管理するようにしてください。

参 考 资 料

犬や猫のマイクロチップを、既存の民間登録団体
(Fam、JKC、AIPOなど)に登録している飼い主の方へ



NEW OPEN !



環境省のマイクロチップ登録サイト

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」が

令和4年6月1日から始まります！

犬や猫のマイクロチップの登録をしている飼い主の方は、

令和4年5月31日までに「移行登録サイト」にアクセスし、

手続きをすれば、**無料**※で環境省のデータベースにも登録できます

両方に
登録すれば
より安心！

※ 本サイトで登録受付後、現在、登録されている登録団体に、登録があるかどうかの確認を行います。登録がなかった場合には、装着・登録が証明できないため移行登録はできません。

<https://www.aipo.jp/transfer>

手続きはこちら →



Hurry up !

大切な家族であるペットの
ために、手続きは今すぐ！

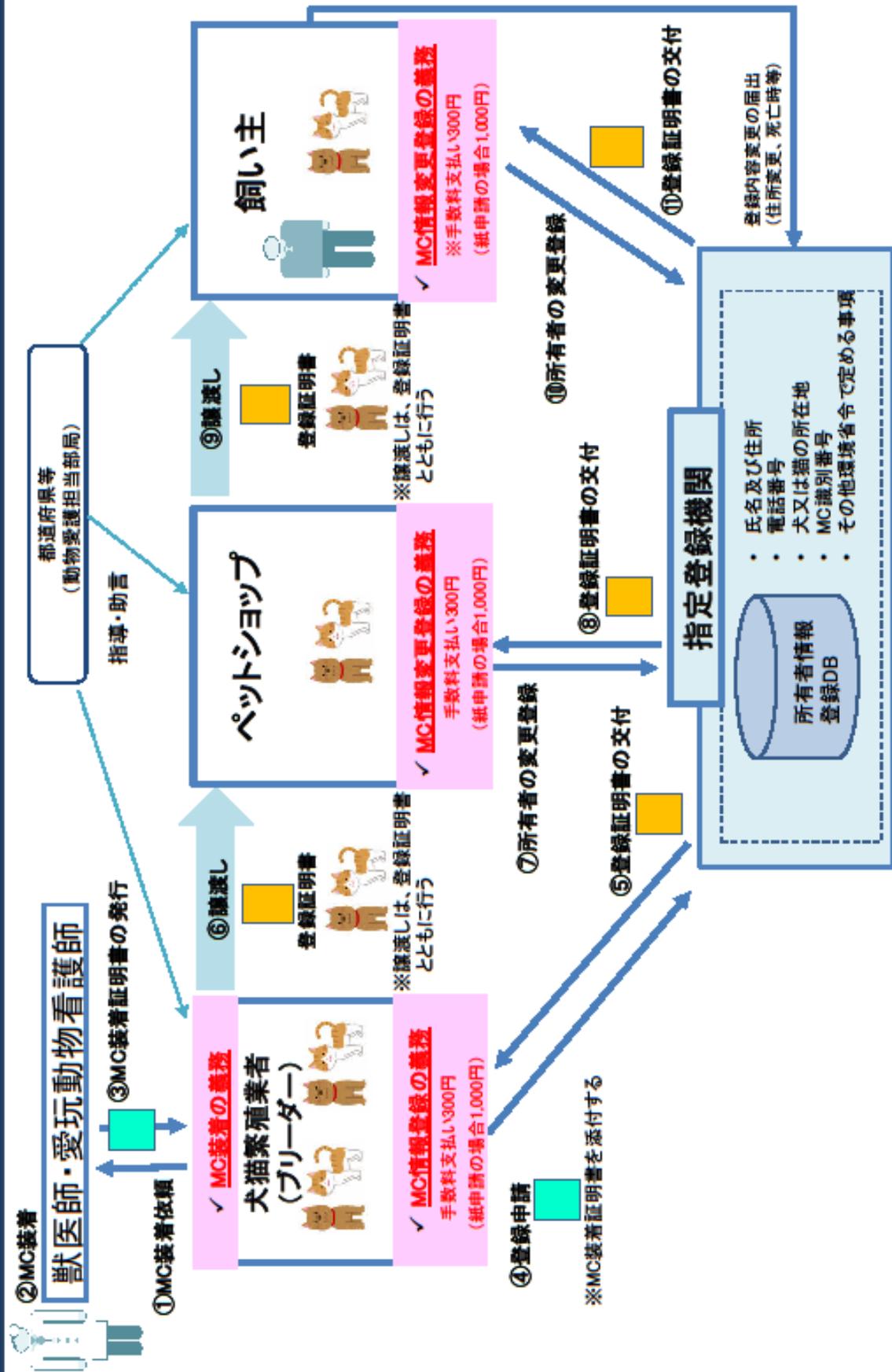
環境省のデータベースに登録されるのは
令和4年6月1日となります

お問合せ

公益社団法人日本獣医師会
電話 03-6384-5320
メール infomc@nichiju.or.jp



犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)



環境省 犬と猫のマイクロチップ情報登録に関するQ&Aより引用